

令和7年第1回
志木市農業委員会総会議事録

令和7年1月27日

志木市農業委員会

令和7年第1回志木市農業委員会総会日程

令和7年1月27日（月）午後3時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第1号 地域計画（目標地区（素案））について
- (2) 議案第2号 令和7年度最適化活動の目標の設定について
- (3) 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

第4 協議事項

- (1) 次回総会日程について
- (2) その他

第5 閉会

《議事録令和7年第1回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日（月）午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 志木市役所 3階 大会議室3-3

3. 出席委員（11人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	3番	細田 公雄
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	7番	金子 秀之
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重
	12番	池ノ内 善和
欠席	4番	清水 隆司

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 協議事項

第5 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古屋 大輔

書記 大石 和

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和7年第1回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、12人中11人で行っていただき、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和7年第1回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 波澄洋子委員、10番 佐藤浩之委員をお願いいたします。併せて、書記として大石主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第1号 地域計画(目標地図(素案))について
- (2) 議案第2号 令和7年度最適化活動の目標の設定について
- (3) 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

事務局朗読をお願いいたします。

○古屋主幹 【事務局説明】

地域計画は、市街化調整区域を対象に10年前に策定した「人・農地プラン」に代わる農地の最適化活用、集積・集約を進めるための計画として、令和5年4月から令和7年3月31日までに、策定するものです。

農業委員会は、農林水産省から地域計画の相談役をお願いされており、本日もご協議いただき目標地図(素案)及び地域計画様式5-2の承認が求められております。去る、令和6年9月に第1回協議を地域(羽根倉・菖蒲沼・秋ヶ瀬)ごとに開催し、全員の農業委員に司会をお願いしました。また、12月の第2回協議では3地区全体で開催し、宗岡地域の農業委員の司会をお願いしました。このたび「目標地図(素案)」及び「地域計画様式5

ー 2」が作成できましたので、ご協議のうえ、ご承認をお願いいたします。本日も承認いただければ、今後市のホームページにて、2週間の縦覧を行い、公示を経て、3月末には策定する予定です。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第1号について質疑のある方の挙手を求めます。

○波澄委員

資料の中に誤字が見受けられましたので修正願います。

○古屋主幹

ご指摘ありがとうございます。修正いたします。

○田中会長

他に質問、意見のある方は挙手を求めます。

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。

議案第1号について、承認の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員承認ですので、議案第1号は承認されました。

○田中会長

続きまして議案第2号について事務局より説明を求めます。

○大石主事 【事務局説明】

2ページから5ページをご覧ください。

農業委員会では、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、「農業の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することを定められております。

本市農業委員会においても、昨年、指針案を作成し、承認いただいたところです。この指針に基づき、毎年度ごとに、目標を設定し、公表することが義務づけられております。今回の議案では「令和7年度最適化活動の目標の設定」について、ご協議させていただきます。

○田中会長

それでは、議案第2号について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。

議案第2号について、承認の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員承認ですので、議案第2号は承認されました。

なお、この目標については、あくまで本農業委員会の最適化活動の目標ですので、市の農政方針や施策ではありませんので、公言することは、ご遠慮ください。

○田中会長

続きまして議案第3号について事務局より説明を求めます。

○大石主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号58番の申請人及び農地の状況につきましては、志村二美重委員にご同行いただいて、確認しております。

この後、志村委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第3号 受付番号58番「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」については、志村二美重委員に説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第3号受付番号58番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である△△△氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

資料は、8ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である△△△氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第3号 受付番号58番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、

賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第3号 受付番号58番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして議案第4号受付番号57番について、事務局より説明を求めます。

○大石主事【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号57番の、■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号57番の農地の状況につきましては、齊藤正歳委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、齊藤委員よりご説明がございました。以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第4号 受付番号57番につきましては、

齊藤正歳委員より、説明、報告を求めます。

○1番 齊藤正歳委員

会長の指名がありましたので、議案第4号受付番号57番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が所有している生産緑地について、市に買い取り申し出を行うために証明を求めているものであります。

9ページの地図をお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ、○○km進み、■■交差点を○折した後、

○○メートル進んだ、□側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が死亡したことに伴い申請があったものであります。
事務局と同行して、申請農地である〇〇〇丁目〇〇〇〇他〇筆の現地を確認したところ、
生前、■■■氏は、大根やブロッコリー、白菜を中心に農業経営を行っており、申請の
あった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の
証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、議案第4号 受付番号57番について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。議案第4号、生産緑
地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第4号受付番号57番は可決されました。
ありがとうございました。

○田中会長

本日報告案件はございませんので、続きまして日程第4の協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和7年2月25日 火曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定で
ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和7年2月25日 火曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 古屋主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

① 生産緑地の買取りあっせんについて

- ② 農地パトロールについて
- ③ 朝霞地区農業委員会研修会について
- ④ 女性農業委員研修会について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第1回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和7年1月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9 番 波澄 洋子

10 番 佐藤 浩之